最終更新日：2017年6月30日

株式会社イトーヨーギョー
代表取締役社長　畑中 浩
問合せ先：人事総務室長　山崎 智彦
証券コード：5287
http://www.itoyogyo.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、厳しい経営環境に対応するため企業競争力強化の観点から正確な情報の把握と迅速な意思決定に重点を置いた経営を行っております。
また、コーポレート・ガバナンスが有効に機能することが求められる中、経営内容の公正性と透明性を高めるため、当社ホームページにIRページを開設し、適時かつ積極的な情報発信に努めております。

当社取締役会は、取締役4名で構成され、うち1名は社外取締役であり、経営の基本方針、法令で定められた事項その他経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行状況を監督する機関として位置付けております。

監査役会は、監査役3名で構成され、うち2名は社外監査役であり、取締役の業務執行について厳正な監視を行っております。また、内部統制をより効果的に機能させるための内部監査体制として監査室があり、業務全般にわたる適正な運営・改善のため、定期的な内部監査を実施しております。

当社は、今後も、株主の皆様をはじめ、取引先、従業員等ステークホルダーとの信頼関係を強固なものとし、コーポレート・ガバナンスの充実と企業価値の向上に取り組んでまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

＜補充原則1-2-4＞
当社の機関投資家または海外投資家の保有比率は低く、株主数比率はゼロに等しい状況のため、現時点では議決権電子行使プラットフォームの利用等や招集通知の英語での開示は考えておりません。
今後、機関投資家または海外投資家が増加してくるようであれば、上記検討をしていきたいと考えております。

＜原則2-5　内部通報＞
当社は、内部通報に係る社内規則等は策定しておりませんが、管理部を内部通報窓口として機能させ、また、必要に応じて外部専門家等に相談を行う体制をとっております。
今後、将来的に内部通報規程を制定し、匿名による内部通報の実現化、また通報者のプライバシーに配慮して調査を行い、会社として調査結果及び是正結果を通報者へ通知する体制を検討してまいります。

＜原則3-1　情報開示の充実＞
(5) 社外取締役・社外監査役の選任理由につきましては、「株主総会招集ご通知」の「参考書類」及び本報告書の「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」の「1．機関構成・組織運営等に係る事項［取締役関係］及び［監査役関係］」に開示していますので、ご参照ください。
社外取締役・社外監査役以外の取締役・監査役候補者につきましても、今後、株主総会において候補者を提案する場合には、「株主総会招集ご通知」の「参考書類」において当該候補者の選任理由を開示することを検討していきたいと考えております。

＜補充原則3-1-2＞
当社の海外投資家の保有比率は低く、株主数比率はゼロに等しい状況のため、現時点では英語での開示は考えておりません。
今後、海外投資家が増加してくるようであれば、英語での情報提供を検討していきたいと考えております。

＜補充原則4-1-3＞
当社は、後継者の計画を重大な問題点と考えており、今後取締役会及び経営会議を通じて会社全体として適切に計画を立案し、実行していきたいと考えております。

＜原則4-2　取締役会の役割・責務(2)＞
当社は、業務執行の実施責任を担う執行役員等の提案活動は、会社の活性化・会社の持続的な成長に不可欠なものと認識しております。取締役会や経営会議等で承認された提案内容の実行は、各部門責任者が中心となり、その実行責任を担っています。
取締役（社外取締役を含む）の報酬については、平成26年6月27日開催の株主総会におきまして、中長期的視野をもって、業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、当社の業績との連動制が高く、かつ透明性・客観性の高い報酬制度である「業績連動型株式報酬制度」（以下、「本制度」といいます。）を導入しました。
しかしながら同年8月1日に、再度、本制度の趣旨を当社の事業方針に照らし合わせ見直しました結果、本制度の内容がより長期的な経営戦略を重視する当社の事業方針に適していないものと判断し、本制度の実施を中止しております。従って、現時点で取締役へのインセンティブ付与に関する施策は実施していませんが、中長期的な会社の業績や潜在的リスクを反映させたインセンティブ付けを今後の検討課題として考えております。

＜補充原則4-2-1＞
取締役の報酬は、固定枠（基本報酬）以外に、業績と連動させた変動枠については、上記＜原則4－2．取締役会の役割・責務（2）＞のとおり、現時点で取締役へのインセンティブ付与に関する施策は実施していませんが、持続的な成長に向けた健全なインセンティブの一つとして機能する

よう、今後の検討課題として考えております。

＜原則4-8　独立社外取締役の有効な活用＞
　当社は、取締役4名のうち1名が独立社外取締役であり、当社が定める当社からの独立性に関する基準、並びに当社が上場している金融商品取引所が定める独立性基準を満たしております。また、当該独立社外取締役は、経営者として豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するという役割・責務を果たすことができるものとして、選任しております。
　迅速な意思決定および機動的な業務執行を目指した透明性の高い経営を重視しているため、独立社外取締役の2名以上の選任及び3分の1以上の独立社外取締役を選任することは、現段階で意図的に行う予定はありませんが、今後、当社を取り巻く環境が変化することで、社外取締役を増員する必要が発生する可能性もあり、必要に応じて検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

＜原則1-4　いわゆる政策保有株式＞
・政策保有に関する方針
　当社は、株価変動によるリスク回避および資産効率の向上の観点から、当社が保有する上場株式は原則売買の対象とはせず、投資有価証券として長期的な政策保有の方針としており、定期的に株式保有状況を把握・管理しております。また、事業機会の創出や取引・協議関係の構築・維持・強化のため、他社の株式・持分を取得・株式を増減させる状況となった場合は、管理部より総合的に判断したうえで、取締役会等で決議いたします。
・議決権行使に関する基準等
　政策保有株式に係る議決権の行使については、事業上の関係や当社との協業の状況及び中長期的な投資リターン等を勘案し、当社企業価値の維持・向上を図るという観点から個別に議案内容を厳格に検討し、会社業績等内容を総合的に判断して適切に行使することとしています。

＜原則1-7　関連当事者間の取引＞
　当社は、役員と会社との間で会社法に定める利益相反取引（自己取引・間接取引）及び競業取引をおこなう場合は、取締役会規程及び取締役会付議基準を定め、取締役会での承認決議を要する旨を定めており、当該取引を実施した場合には、重要な事実を取締役会に報告することとしています。
　このほか、主要株主や関連会社等の関連当事者との取引も第三者との取引と同様に、管理部法務担当部門によるリーガルチェックのうえで、社内承認手続きを実施することとしており、当社取締役会によって適切に監督するとともに、これを監査役会は監査しています。

＜原則3-1　情報開示の充実＞
（1）当社は、「高品質」「高価値」を旨に、他社にない製商品の創造と提供を通して、価値としての利益を還元し、顧客に貢献することを基本方針として、独創性に満ちた、売上規模は小さくとも利益率の高い、「小さくて強い会社」を目指しております。また、中期ビジョンである「自ら需要をつくれる企業」に向けた実践、永続企業に必要となる「持続可能な収益モデル」の早期確立等に注力しております。
　当社の企業理念及び中期経営戦略を当社ホームページ《企業情報》に公表していますので、ご参照ください。
（http://www.itoyogyo.co.jp/kigyo_rinen.html）
（2）当社のコーポレートガバナンスに対する基本的な考え方と方針については、本報告書「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」の「1．基本的な考え方」をご参照ください。
（3）取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続につきましては、取締役会の承認を経た上で、株主総会にて決議いただいた限度額内で代表取締役に一任しております。
（4）取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続につきましては、社内外から幅広く候補者を人選し、中期的な企業価値向上への助言や経営の監督など、専門的かつ客観的な視点からその役割・責務を果たすことができる優れた人格・見識と高い経営能力を有する候補者を、取締役会で決議の上、株主総会で決定しております。

＜補充原則4-1-1＞
　当社は、業務執行の監督と経営上の重要事項の決定の機能を担う取締役会においては、取締役会で審議・決定する事項を取締役会規程及び取締役会付議基準に定め、法令・定款・取締役会規程に従って取締役会を運営しております。
　また、経営陣は、法令・定款・取締役会規程等に基づき、取引・業務の規模や性質に応じて定めた職務分掌規程、職務権限規程及び稟議規程等に従って、取締役会で決定された経営の基本方針及び経営計画に即して業務執行を行っております。
　また、前記社内規程により取締役会が決定すべきこととされている事項以外の事項の意思決定及びその執行は、業務執行レベルの意思決定機関である経営会議及び執行役員に委任しています。
　また、経営会議及び執行役員に委任された事項に関する意思決定の結果及び執行状況については、取締役会に報告すべきこととしており、取締役会は、この報告等を通じて経営会議及び執行役員による意思決定及び業務執行を監督します。

＜原則4-9　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質＞
　当社は、社外取締役候補者の選任あたっては、当社が上場する金融商品取引所の定める独立性の要件を充足するとともに、社内規則「社外取締役の選任基準」に定める基準を満たす者としております。
　詳細は本報告書「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」の「1．機関構成・組織運営等に係る事項」の［独立役員関係］をご参照ください。

＜補充原則4-11-1＞
　当社の取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方については、取締役会は、取締役4名のうち1名、監査役3名のうち2名を社外から選任しており、経営から独立した人材の視点を取り入れて、監視・監督機能を強化し、また迅速な意思決定及び機動的な業務執行を目指した透明性の高い経営を行っております。
　なお、取締役の選任に関する方針・手続については、取締役会で審議のうえ候補者を決定し、株主総会で決議しております。

＜補充原則4-11-2＞
　取締役及び監査役並びにそれらの候補者の重要な兼職の状況につきましては、「株主総会招集ご通知」の「事業報告　会社役員に関する事項」等の開示書類において、毎年開示を行っております。

＜補充原則4-11-3＞
　取締役会の実効性については、代表取締役が適宜取締役に個別にヒアリングを実施し、取締役会の運営、議事内容などについて分析・評価を行っております。その結果を受けて、取締役会議長と取締役会事務局が中心となり、取締役会の運営、議事内容について改善活動を実施しています。

＜補充原則4-14-2＞

当社は、取締役・監査役による経営管理・監査機能が十分に発揮されるように、職務遂行に必要な情報を適切かつタイムリーに提供してまいります。
また社外役員には、取締役会での審議の充実を図るため、取締役会資料等の事前配布、関連情報の提供などを行うほか、当社の事業内容を理解する機会を継続的に提供してまいります。

＜原則5-1　株主との建設的な対話に関する方針＞
当社は、IRの窓口であるIR担当部門が社内関係部門と連携して、株主・投資家の問い合わせに対応しており、全ての株主に対して公正かつ平等に、ホームページ等により情報発信を行うことを基本としております。
インサイダー情報の管理については、インサイダー取引未然防止にかかる社内研修等を行い、秘密保持誓約書、内部情報管理規程等で情報管理を徹底しています。
また、株主総会では、株主に対する説明責任を果たす場と位置付け、株主総会招集ご通知等での積極的な情報開示とともに、当日の総会の場では株主からの質問に対する丁寧な説明を行うよう努めています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
畑中千弘	865,400	24.25
伊藤泰博	354,400	9.93
畑中浩太郎	280,100	7.85
畑中雄介	280,100	7.85
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	248,100	6.95
伊藤友紀	163,800	4.59
栗岡千絵	163,800	4.59
イトーヨーギョー社員持株会	36,600	1.02
株式会社ＳＢＩ証券	34,500	0.96
畑中浩	28,000	0.78

支配株主(親会社を除く)の有無	畑中千弘、伊藤泰博
親会社の有無	なし

補足説明 更新

上記[大株主の状況]において、上記大株主のほか、当社所有の自己株式 333,765株があり、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)名義の248,400株を含めた自己株式 581,865株の発行済株式総数に対する割合は16.30%であります。
なお、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)が所有している株式248,100株は、当社が平成23年11月25日開催の取締役会において「株式給付型ＥＳＯＰ」の導入を決議し、平成23年12月16日付で日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)が取得したものであります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	ガラス・土石製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

現在、支配株主との取引はございません。
支配株主等との取引が発生する場合におきましては、一般の取引と同様に適切な条件のもとに行うことを基本方針とし、取締役会において取引内容及び取引の妥当性について審議のうえ、取引の是非を決定することとし、少数株主の利益を害することのないように適切に対応してまいります。

5．その他コーポレート･ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
岡　博	他の会社の出身者								○			

※　**会社との関係についての選択項目**
※　**本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」**
※　**近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」**

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
岡　博	○	岡博氏は、三菱重工冷熱株式会社の出身者であり、同社と当社との間に商品仕入等の取引関係がありますが、人的関係、資本的関係、その他の利害関係はなく、取引内容も下記「(4) 独立役員関係その他独立役員に関する事項」記載の軽微基準内となっております。	岡博氏は、経営者として豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社経営に有用な助言をいただけるものとして、社外取締役として選任しております。 また、同氏は、東京証券取引所の定める独立性の基準及び開示加重要件のいずれの要件にも該当しておらず、一般株主と利益相反のおそれがないことから、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、会計監査人及び内部監査部門である監査室とは、必要の都度意見及び情報の交換を行うなどの連携を密にして、監査の実効性及び効率性の向上に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
喜多　秀樹	その他										○			
藤原　信介	税理士										○			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
喜多　秀樹		喜多秀樹氏は、特許業務法人サンクレスト国際特許事務所（出身会社は同事務所以外該当ありません。）の代表社員であり、同事務所と当社との間に特許手続き代理業務等の取引関係がありますが、人的関係、資本的関係、その他の利害関係はなく、取引内容も下記「(4) 独立役員関係　その他独立役員に関する事項」記載の軽微基準内となっております。	喜多秀樹氏は、弁理士として企業の知的財産権の分野について幅広い知識と見識を有し、その専門的見地及び独立した立場から当社の製造事業等に有効な助言や指導を期待できることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものとして、社外監査役として選任しております。

藤原　信介	○	藤原信介氏は、藤原信介税理士事務所代表所員であり、また藤原敬三事務所の所員であります。藤原敬三事務所と当社との間に税務申告代理業務などの取引関係がありますが、人的関係、資本的関係、その他の利害関係はなく、取引内容も下記「(4) 独立役員関係　その他独立役員に関する事項」記載の軽微基準内となっております。 なお、同氏個人と当社との間に人的関係、資本的関係、又は取引関係その他の利害関係はありません。	藤原信介氏は、長年にわたり税理士として税務に携わってこられたご経験を通じて培ってこられた財務及び会計に関する高度な知見からの視点に基づき社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものとして、社外監査役として選任しております。 また、同氏は、東京証券取引所の定める独立性の基準及び開示加重要件のいずれの要件にも該当しておらず、経営監視機能の客観性、中立性及び独立性が高く、一般株主と利益相反のおそれがないことから、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員である社外取締役に関して、株主の議決権行使の判断に影響を及ぼすおそれがないものと判断する属性情報に係る軽微基準を、「取引」については、現任者の場合は直近事業年度において「年間総売上高の5％未満」、出身者の場合は直近事業年度に先行する3事業年度のいずれかにおいて「年間総売上高の5％未満」、「寄付」については、「過去3事業年度の平均で年間1,000万円又は当該組織の平均年間総費用の30%のいずれか大きい額未満」と定めております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

当社は、平成26年6月27日開催の株主総会におきまして、当社取締役（社外取締役を含みます。）を対象に、中長期的視野をもって、業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、当社の業績との連動制が高く、かつ透明性・客観性の高い報酬制度である「業績連動型株式報酬制度」（以下、「本制度」といいます。）を導入しました。
しかしながら同年8月1日に、再度、本制度の趣旨を当社の事業方針に照らし合わせ見直しました結果、本制度の内容がより長期的な経営戦略を重視する当社の事業方針に適していないものと判断し、本制度の実施を中止しております。
現時点で取締役へのインセンティブ付与に関する施策は実施していません。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

取締役4名に対し総額49,500千円を報酬として支給しております。（平成29年3月期）

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役に対しては業務執行取締役及び管理部が、社外監査役に対しては常勤監査役が、それぞれ必要事項につき情報伝達を行っております。

2．業務執行、監査･監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート･ガバナンス体制の概要）

更新

取締役会は、経営の基本方針、法令で定められた事項その他経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行状況を監督する機関として位置付けております。

また、社内に存在するあらゆる課題を抽出し、社内横断的な視点で解決するプロジェクトチームの位置付けで「ＣＦＴ会議･コンプライアンス推進会議」を定期的に開催しており、コンプライアンスの強化に努めております。

監査役会は、取締役の業務執行について厳正な監視を行っております。また、内部統制をより効果的に機能させるための内部監査体制として社長直轄の監査室があり、業務全般にわたる適正な運営･改善のため、定期的な内部監査を実施しております。

会計監査人は、2017年6月29日開催の定時株主総会にて選任されたひびき監査法人と監査契約を締結し、公正な立場から当社の監査を実施しており、会計制度の変更等にも迅速に対応できる環境を整備しております。

3．現状のコーポレート･ガバナンス体制を選択している理由

外部者の立場から経営全般について大局的な観点で助言を行う社外取締役及び社外監査役による客観的･中立的監視のもと、これまで実施してまいりました諸施策が実効を上げており、経営の監視機能の面では十分に機能する体制が整っているものと判断しております。

当社の取締役は、複数の事業･部門について豊富な経験を有しており、取締役が相互に牽制することができる状況にあります。

また、当社経営機能のうち、社外からの面では、社外取締役および社外監査役の選任、社外監査役による監査ならびに監査法人による会計監査により、経営監視機能の客観性及び中立性が確保されていると思われるため現状の体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2017年6月29日開催の第67回定時株主総会におきましては、株主総会招集通知を会社法に定める法定期日の5日前に発送いたしました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書･四半期報告書その他の適時開示資料を当社ホームページに掲載しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のため、株主をはじめとする全てのステークホルダーとの協働が必要不可欠であると認識しています。 そのために、顧客･従業員･取引先･地域社会等の株主以外のステークホルダーとの長期持続的で良好な関係を構築･維持し、共栄を図ります。社会的責任と全ステークホルダーとの関係については、代表取締役や管理部から具体的な方針や施策を検討し、必要に応じて取締役会での審議や情報開示を行います。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、平成18年5月10日開催の取締役会におきまして「内部統制システム構築の基本方針」を決議し、平成27年7月31日開催の取締役会におきまして改正会社法に伴う全面改正の決議を行っております。

基本的な考え方といたしましては、取締役が、関係法令・定款・社内規則に則った形で職務を執行するためのシステムであり、特に取締役会規程・職務分掌規程・職務権限規程の遵守を重要視しております。

金融商品取引法に定める財務報告に係る内部統制の整備に関しましては、財務報告の信頼性の確保及び資産の保全を達成するために、「統制環境」「リスクの評価と対応」「統制活動」「情報と伝達」「モニタリング（監視活動）」「IT（情報技術）への対応」の6つの基本的要素を業務に取り込み、当社内のすべての者によって遂行されるプロセスを確立します。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、該当する団体・個人とは一切の関係を持たないことを基本方針としております。そのために企業防衛対策協議会に加盟し、常に社内外の情報収集に努め、反社会的勢力への対応方法についても社内に周知しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

＜適時開示体制の概要＞

当社では、代表取締役社長及び情報取扱責任者（人事総務室長）のもと、情報開示担当部門（業績関係の情報については管理部 経理財務室、業績関連以外の情報に関しては管理部 人事総務室）が各部門において発生した内部情報を管理し、会社情報の適時・適切な開示が行われるよう社内体制を構築しております。

各部門において発生した各種情報については、各部門からの報告を受けて、情報取扱責任者及び情報開示担当部門が、適時開示規則等に照らして開示の必要性の有無、公表の時期・方法を検討のうえ、代表取締役社長に報告し、取締役会の決定あるいは代表取締役社長の承認を受けた後、速やかに情報開示を行う体制を構築しております。

株式会社イトーヨーギョー
コーポレート・ガバナンス模式図

